

## ひとり親家庭等医療費助成事業に係る診療（調剤）報酬明細書について

- 1 ひとり親家庭等医療費助成事業の拡充開始について  
平成 28 年 10 月 1 日から

- 2 助成対象について

	ひとり親家庭の父母	ひとり親家庭の児童	父母のない児童
入院	助成対象 一部自己負担なし（食事療養費については助成対象外です）		
外来	助成対象外	助成対象 一部自己負担 1,000 円	

※診療報酬明細書ごとに 1,000 円を限度とします。

※薬局での一部負担金は発生しません。

- 3 公費負担者番号について  
市町村から新たに「ひとり親家庭等医療費受給者証」が交付されます。  
公費負担者番号は別添①を参照ください。

- 4 診療（調剤）報酬明細書の記載方法  
記載例については別添②を参照ください。

### (1) 公費負担者番号欄

#### 医科・調剤・訪問看護分

国保との 2 者併用の場合「49」で始まる公費負担者番号を公費負担者番号①に記載ください。

また国保、国の公費「10：感染症適正医療」「15：更正医療」「54：難病」等との 3 者併用の場合は、公費負担者番号①には国の公費負担者番号を記載し、公費負担者番号②に「49」から始まる公費負担者番号を記載ください。

#### 歯科分

国保との 2 者併用の場合「49」で始まる公費負担者番号を公費負担者番号①に記載ください。

また国保、国の公費「10」「15」「54」等との 3 者併用の場合は、公費負担者番号①には国の公費負担者番号を記載し、公費負担者番号②に「49」で始まる公費負担者番号、公費受給者番号を摘要欄に記載ください（他の県単独事業「45」「46」等と同様）。

(2) 一部負担金額欄

医科・歯科分

①外来

「療養の給付」欄の「公費①」の「一部負担金額」欄に患者負担相当額を記載ください。なお、患者負担相当額が 1,000 円に満たない場合について、1 円単位で記載ください。

②入院

記載は必要ありません。

調剤分

調剤分については、一部負担金額の徴収がありませんので、記載の必要はありません（他の県単独事業と同様）。

訪問看護分

「療養の給付」欄の「公費①」の「一部負担金額」欄に患者負担相当額を記載下さい。なお、患者負担相当額が 1,000 円に満たない場合については 1 円単位で記載ください。

5 他の公費（県単独事業、国の公費）との関係

(1) 乳幼児等（はぐくみ）医療費助成「45・47・48」との関係について

①外来

窓口で両方【乳幼児等（はぐくみ）、ひとり親】の受給者証の提示があった場合は、乳幼児等（はぐくみ）医療費助成を優先してください。乳幼児等（はぐくみ）医療費助成事業の一部自己負担額がひとり親家庭等医療の一部自己負担額より少額のため。

診療（調剤）報酬明細書には、乳幼児等（はぐくみ）医療費助成のみを記載ください（公費 49 と他の県単独事業負担者番号が記載されていれば、返戻扱いとなります）。

②入院

窓口で両方【乳幼児等（はぐくみ）、ひとり親】の受給者証の提示があった場合は、発行元である各市町村にどちらを優先させるか等を確認し、診療報酬明細書は、どちらか一方の県単独事業負担者番号の記載をお願いします。

(2) 重度心身障がい者等に対する医療費の助成「46」との関係について

外来、入院問わず窓口で両方（重度、ひとり親）の受給者証の提示があった場合は、発行元である各市町村にどちらを優先させるか等を確認し、

診療報酬明細書は、どちらか一方の県単独事業負担者番号の記載をお願いします。

(3) 国の公費との関係について

「15：更正医療」「54：難病」等との併用の場合は、公費一部負担金は、償還給付の取扱いとなります。

※「10：感染症適正医療」と併用の場合のみ、公費一部負担金は現物給付の取扱いとなりますので、ご注意ください。

6 問い合わせ先

徳島県国民健康保険団体連合会 審査課

電話 088-666-0114